

## 重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	静岡県
-------	-----

## 1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	28	80.0%	16	45.7%	17	48.6%
定めていない	7	20.0%	19	54.3%	18	51.4%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

## 2. 各受援対象業務

## ①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	34.3%	10	28.6%	9	25.7%	8	22.9%
定めていない	23	65.7%	25	71.4%	26	74.3%	27	77.1%

## ②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	17	48.6%	15	42.9%	12	34.3%	10	28.6%
定めていない	18	51.4%	20	57.1%	23	65.7%	25	71.4%

## ③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	45.7%	14	40.0%	11	31.4%	9	25.7%
定めていない	19	54.3%	21	60.0%	24	68.6%	26	74.3%

## ④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	45.7%	15	42.9%	9	25.7%	10	28.6%
定めていない	19	54.3%	20	57.1%	26	74.3%	25	71.4%

## ⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	19	54.3%	16	45.7%	12	34.3%	13	37.1%
定めていない	16	45.7%	19	54.3%	23	65.7%	22	62.9%

## ⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	15	42.9%	14	40.0%	10	28.6%	9	25.7%
定めていない	20	57.1%	21	60.0%	25	71.4%	26	74.3%

## 1 静岡県における地域 GADM 等の役割を持つ支援体制

(静岡県危機管理部)

## 1 概要

本県では、今年の台風第 15 号による風水害で、各市町において孤立集落等が発生し災害情報の収集に時間を要した教訓から、発災時に市町災害対策本部に派遣して被災地の状況を把握するとともに、市町の応急対策を支援する『市町支援機動班』を令和 5 年 1 月に設置した。

## 2 市町支援機動班の概要

## (1) 組織体制

災害対策本部指令部の直轄班として設置

指名人数：45 名 3 名／班×15 チーム

## (2) 業務

- ・派遣市町の被害情報を収集、県本部及び方面本部に報告
- ・県の支援を要する業務を確認し、県本部や方面本部に報告し、必要な調整を行う。
- ・必要に応じて写真や動画等により被災現場情報を収集し、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。

## (3) 人選、研修

○指名の要件(次の者を優先して指名)

- ・危機管理業務経験者 (再任用職員含む)
- ・居住地から県庁又は地域局に、バイク、自転車、徒歩による 1 時間以内参集可能者

○研修・訓練等

- ・市町防災職員との意見交換(顔の見える関係作り)
- ・災害マネジメント支援者研修受講
- ・市町防災訓練参加及び視察
- ・静岡県総合防災訓練本部運営訓練
- ・ドローン操作研修(各班 1 名)

## 3 支援業務の事例

○令和 5 年 6 月 大雨災害 (磐田市)

磐田市内の敷地川の堤防決壊 (6/2) による浸水害が発生したため、磐田市災害対策本部に派遣

→ 6 月 3 日午前 5 時派遣 (市到着)、1 班 3 名

→ 磐田市長に同行し、浸水地域の被害状況調査

磐田市災害対策本部第 5 回本部会議に臨席

適宜情報収集し、市の危機管理課と意見交換。第 6 回本部会議に臨席。

その後、市の危機管理監と今後の対応を調整、市職員で対応可との確認を得て、

同日 18:00 帰庁

【参考】磐田市被害

人的被害 死者 1 名 (増水河川への転落)

住家被害 半壊 9、一部損壊 1、床上・床下浸水 21 戸

## 2 静岡県における被災市町への応援制度・実績

(静岡県危機管理部)

## 1 概要

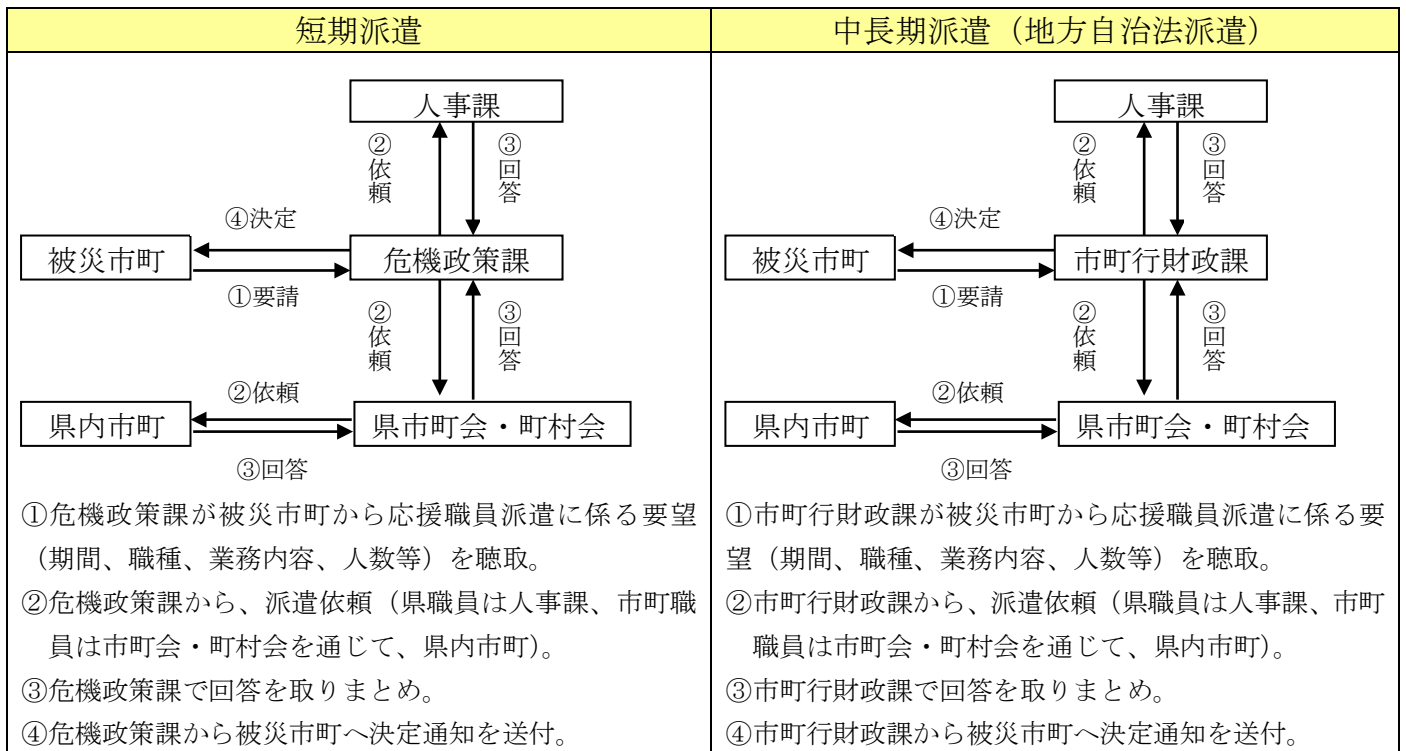
本県では、県と市町の連携による被災地支援に関する運用マニュアル等は策定されていないが、県が被災市町に派遣した職員を通じて被災市町のニーズを把握し、市長会・町長会を通じて応援市町から人材を募り派遣する体制で対応をとってきた。

派遣は応急対策的な派遣(短期派遣)となるが、その終了後、なおも職員派遣が必要な場合には、自治法による中長期派遣により、県及び県内市町の職員の派遣を行っている。

## 2 応援派遣に関する制度

区分	短期派遣	中長期派遣
法的根拠	—	地方自治法第252条の17
派遣職員の身分	身分異動を伴わない(出張扱い)	身分異動を伴う
派遣期間	1ヶ月未満	1ヶ月以上
費用負担者	派遣元団体	派遣先団体
調整担当課	危機管理部危機政策課	経営管理部市町行財政課

## 3 派遣調整の流れ



## 4 支援業務の事例

## (1) 令和3年7月 熱海市伊豆山土石流災害

- ・発災後、約2ヶ月間に渡り短期派遣を行い、その課題を踏まえて中長期派遣に切替えた。  
…支援ニーズが多岐にわたり、対応する県人事課及び市町会・町村会の調整事務が煩雑化。  
…派遣元市町では臨時の支出増に応じた予算措置が必要(旅費、人件費等)

## (2) 令和4年9月 台風15号(静岡市清水区が主な被災地)

- ・発災から約2ヶ月間、短期派遣を実施した。
- ・令和5年度から、静岡市に土木職員1名を派遣している。

## 市町支援制度の強化—市町支援機動班の新設—

(静岡県危機管理部)

## 1 要 旨

令和4年台風第15号による風水害の教訓などを踏まえ、市町に派遣する市町情報収集要員を増員するとともに、大きな被害を受けた市町の応急対策を支援する「市町支援機動班」を新設。

なお、令和5～6年度に、市町支援機動班の業務や防災に関する主な対応事項などを記したマニュアルを作成する予定。

## 2 市町支援制度の強化の概要

## (1) 市町情報収集要員の増員

各市町の被害情報等を迅速に収集するため、災害発生時に直ちに派遣することとしている市町情報収集要員を、現在の各市町3名から6名を目標として増強

## (2) 市町支援機動班の新設

設置目的	予め指定した職員を、被災市町の災対本部や被災現場に派遣し、被害情報の収集、支援を要する業務の確認等、市町が実施する災害対応全般の支援を行い、県全体の迅速な被害情報の把握、応急対策の効果的な遂行に資する。	
指名人数	45名(3名/班×15班)	
派遣基準	県災対本部が設置されたとき	
派遣先	大規模な被害が発生又は見込まれる市町	
業務内容	市町災対本部	・派遣先市町の被災情報を収集、県災対本部及び方面本部に報告 ・県の支援を要する業務を確認し、県本部や方面本部に報告し、必要な調整を行う。
	被災現場	・必要に応じて写真や動画等により被災現場情報を収集し、市町本部、県本部及び方面本部に報告する。
派遣期間	1週間程度を基本とし、必要に応じ交替要員を派遣。	

※市町支援機動班と市町情報収集要員がともに派遣された市町では、市町情報収集要員は市町支援機動班の指揮下に入る。 3 発災後のフェーズに応じた職員派遣のイメージ

## &lt;市町情報収集要員の派遣&gt; (各市町3～6名)

- ・発災直後に方面本部から派遣(または自宅から直接市町へ参集)
- ・派遣先市町の近隣に居住する職員を中心に指名
- ・被害情報を収集し、防災情報共有システム等により県災害対策本部・方面本部へ報告

発災

発災から  
12時間程度まで発災から  
1週間程度まで

それ以降

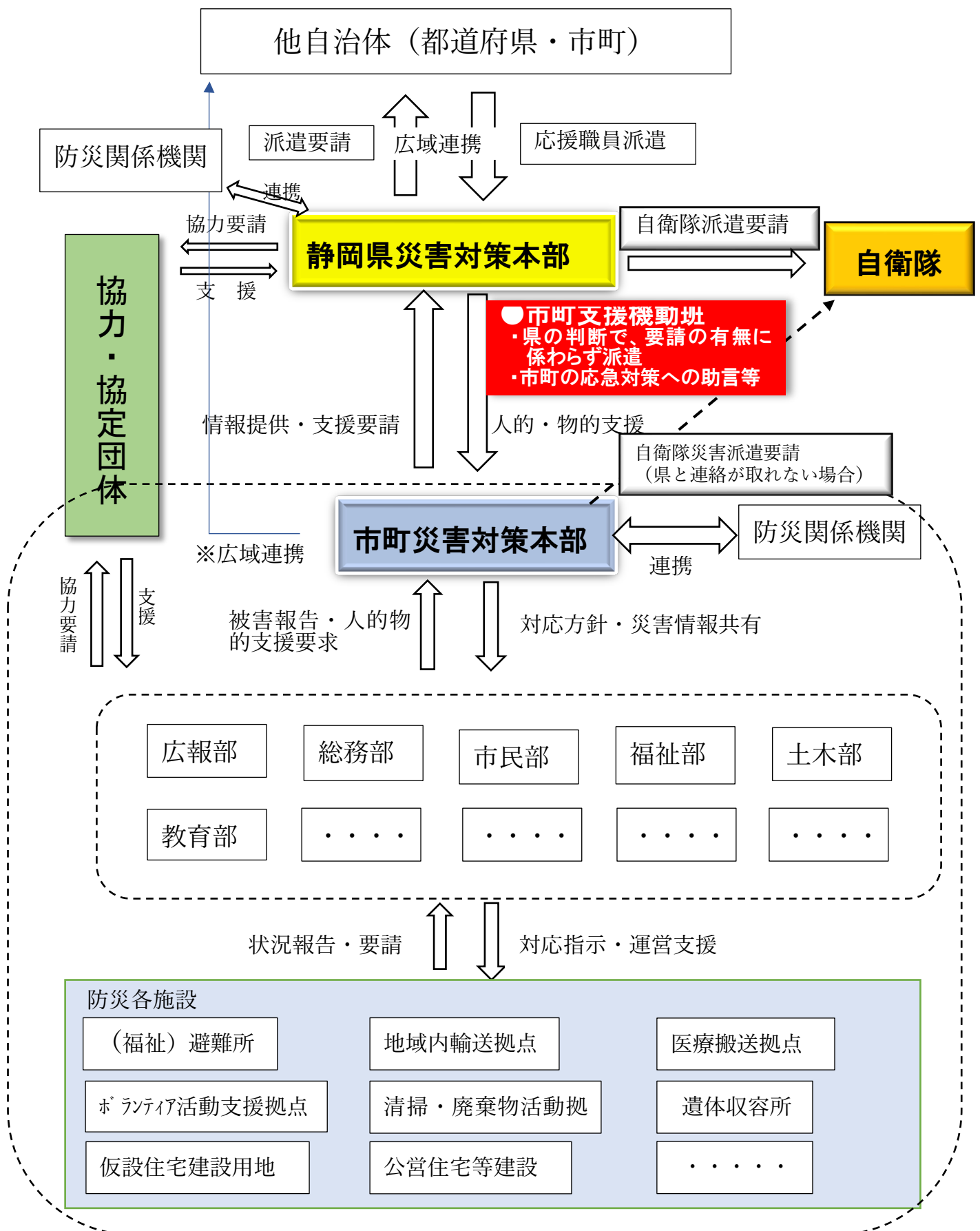
## &lt;市町支援機動班の派遣&gt; (45名(3名×15班))

- ・県災対本部から大きな被害が見込まれる市町に派遣
- ・危機管理業務経験を有する職員を中心に指名
- ・市町災対本部会議に出席・助言、県の支援を要する業務の把握、県関係部局との連絡調整、必要に応じてドローン等を活用し災害現場の情報収集

## &lt;国・県・他県応援職員の派遣&gt;

総務省の応急対策職員派遣制度の活用、県関係部局からの行政職員・技術系職員の派遣(R4台風第15号では844名)、他県からの応援職員の受入

災害対策本部の設置・運営 (市町)



## 1 6-5 令和3年7月熱海市土石流災害に係る人的支援の状況

(静岡県危機管理部)

令和3年7月の土石流災害により被災した熱海市を支援するため、県内市町と連携し、応急対策や復旧業務等に従事する職員の応援派遣（短期派遣）を実施した。

## 1 派遣の概要

派遣開始：7月3日（発災直後）

派遣者数：1,758人（県727人、市町1,031人）

従事業務：災害対策本部運営支援、被災者の健康管理、住家被害認定調査、  
罹災証明書発行、土木技術支援 等

## 2 県職員の派遣状況

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
災害対策本部運営支援	行政、土木ほか	7月3日～9月15日	243人
被災者の健康管理	保健師、栄養士	7月5日～9月17日	136人
住家被害認定調査、罹災証明書発行	行政	7月7日～8月10日	51人
水道復旧業務（技術職）	土木	7月7日	3人
避難所運営、各種窓口対応業務など	行政ほか	7月12日～8月31日	139人
住宅相談窓口	行政、建築	7月14日～7月30日	21人
水道施設復旧事務（行政）	行政	7月14日～8月18日	5人
災害救助法申請事務	行政	7月16日～	23人
行政に関するよろず相談	行政	7月26日～9月11日	55人
住宅移転支援	行政	7月30日～9月22日	35人
応急修理制度関係	建築	8月11日～8月14日	4人
生活再建相談窓口	行政	8月13日～8月31日	12人
合計			727人

## 3 市町職員の派遣状況

## (1) 業務別

業務	職種等	派遣期間	延べ派遣人数
総括支援	行政	7月8日～7月17日	45人
罹災証明発行	行政	7月14日～8月11日	116人
住家被害認定調査	行政、土木	7月20日～8月10日	108人
土木技術支援	土木	7月19日～10月1日	131人
災害救助法関連業務	行政	7月27日～7月30日	4人
各種証明書受付・発行	行政	7月19日～9月3日	64人
危機管理業務	行政	7月19日～8月31日	44人
被災者の健康管理	保健師	7月19日～9月14日	178人
被災者給付金業務	行政	7月25日～9月10日	65人
生活再建相談窓口運営	行政	7月25日～9月10日	89人
国民健康保険業務	行政	7月26日～9月3日	29人
支援物資受入	行政	7月25日～8月31日	38人
崩落現場監視	土木	8月16日～9月26日	42人
住宅関連窓口	行政	8月23日～9月3日	22人
税減免申請窓口	行政	9月6日～9月10日	20人
情報公開	行政	9月6日～10月1日	36人
合計			1,031人

## (2) 市町別

市町	延べ派遣人数	市町	延べ派遣人数
静岡市	102人	伊豆市	59人
浜松市	84人	御前崎市	14人
沼津市	30人	菊川市	7人
三島市	89人	伊豆の国市	49人
富士宮市	38人	牧之原市	12人
伊東市	94人	東伊豆町	19人
島田市	24人	河津町	17人
富士市	59人	南伊豆町	4人
磐田市	39人	松崎町	6人
焼津市	64人	西伊豆町	11人
掛川市	34人	函南町	3人
藤枝市	34人	清水町	10人
御殿場市	25人	長泉町	18人
袋井市	12人	小山町	4人
下田市	17人	吉田町	5人
裾野市	10人	川根本町	7人
湖西市	26人	森町	5人
合計			1,031人

※すべての市町において派遣実績あり。

## 16-4 令和4年台風第15号に係る人的支援の状況

(静岡県危機管理部)

令和4年台風第15号により被災した市町を支援するため、県内市町と連携し、応急対策や復旧業務等に従事する職員の応援派遣（短期派遣）を実施した。

## 1 派遣の概要

派遣期間：10月5日～12月2日

派遣先：静岡市、島田市、森町、川根本町、牧之原市

派遣者数：844人（県537人、市町307人）※市町職員は静岡市へのみ派遣実施

従事業務：土木・農業等の技術支援、住家被害認定調査、被災者給付金関係事務 等

## 2 県職員の派遣状況

派遣先	職種	支援内容	延べ人数	派遣期間 (予定を含む)
静岡市	土木	河川等公共土木施設の災害復旧に係る技術支援	80人	10/5～12/2
	農業土木	土地改良施設等に係る被害調査支援	152人	10/11～11/25
	農業	農作物等に係る被害調査支援	10人	10/9～10/20
	林業	森林土木施設の災害復旧に係る技術支援	34人	10/17～11/9
島田市	農業土木	農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務	48人	10/13～11/21
森町	農業土木	農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務	27人	10/24～11/25
川根本町	土木	河川等公共土木施設の災害復旧に係る技術支援	80人	10/5～12/2
	林業	森林土木施設の災害復旧に係る技術支援	41人	10/11～11/9
	農業土木	農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務	48人	10/13～11/21
牧之原市	農業土木	農地・農業用施設等災害復旧事業に係る申請事務	17人	11/1～11/21
合計			537人	



## 3 市町職員の派遣状況

静岡市に対して、以下のとおり県内市町職員を派遣した（11月25日をもって全ての派遣を終了した）。

## (1) 業務別

支援内容	職種	延べ人数※	派遣元	派遣期間
住家被害認定調査	行政	185人	市町	10/6～10/30
被災者給付金事務	行政	64人	市町	10/6～11/25
被災届出証明交付	行政	58人	市町	10/24～11/18

## (2) 派遣元市町別

市町	延べ派遣人数	市町	延べ派遣人数
浜松市	0人	伊豆市	12人
沼津市	23人	御前崎市	0人
熱海市	27人	菊川市	0人
三島市	12人	伊豆の国市	7人
富士宮市	24人	牧之原市	0人
伊東市	12人	東伊豆町	16人
島田市	0人	河津町	4人
富士市	57人	南伊豆町	0人
磐田市	0人	松崎町	0人
焼津市	26人	西伊豆町	12人
掛川市	22人	函南町	14人
藤枝市	0人	清水町	0人
御殿場市	12人	長泉町	10人
袋井市	0人	小山町	0人
下田市	5人	吉田町	0人
裾野市	0人	川根本町	0人
湖西市	12人	森町	0人
合計			18市町 307人

## 重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	三重県
-------	-----

## 1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	25	86.2%	16	55.2%	18	62.1%
定めていない	4	13.8%	13	44.8%	11	37.9%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

## 2. 各受援対象業務

## ①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	41.4%	12	41.4%	11	37.9%	9	31.0%
定めていない	17	58.6%	17	58.6%	18	62.1%	20	69.0%

## ②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	15	51.7%	15	51.7%	11	37.9%	11	37.9%
定めていない	14	48.3%	14	48.3%	18	62.1%	18	62.1%

## ③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	17	58.6%	18	62.1%	11	37.9%	12	41.4%
定めていない	12	41.4%	11	37.9%	18	62.1%	17	58.6%

## ④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	13	44.8%	14	48.3%	10	34.5%	10	34.5%
定めていない	16	55.2%	15	51.7%	19	65.5%	19	65.5%

## ⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	14	48.3%	15	51.7%	12	41.4%	14	48.3%
定めていない	15	51.7%	14	48.3%	17	58.6%	15	51.7%

## ⑥被災者支援・相談

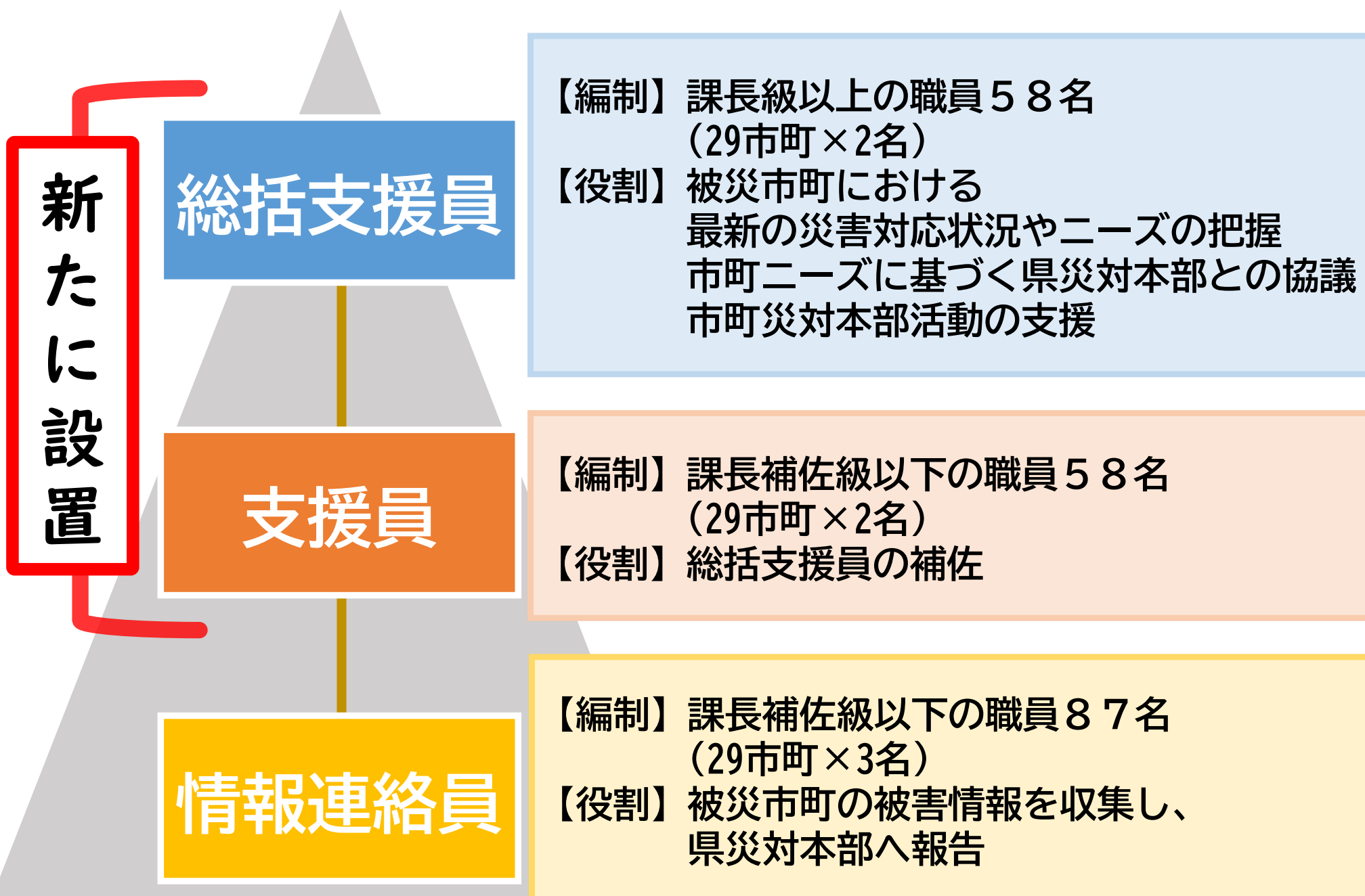
(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	41.4%	13	44.8%	10	34.5%	10	34.5%
定めていない	17	58.6%	16	55.2%	19	65.5%	19	65.5%

### 3. 緊急派遣チームの概要、役割について

#### 【役割】

県内において大規模地震や大雨等による災害が発生した場合(そのおそれがある場合)、被害情報の収集及び市町のニーズの把握を行うことで、県災対本部との総合調整を行うとともに、県と市町が緊密に連携し、市町災対本部の支援と県災対本部活動の的確な展開を図る。



#### 派遣の考え方

**【大規模地震時】**  
震度5強以上の地震が発生した県内市町に速やかに派遣

**【風水害時】**  
大雨等による被害が発生した市町、または被害が見込まれる市町に派遣

# 県緊急派遣チームの派遣イメージ

大規模地震時

市町への派遣イメージ

地震発生 震度5強以上が発生した市町へ速やかに派遣 登録された職員は担当地方部に直接参集 市役所・町役場へ

自宅等

各地方部

市役所・町役場

県災害対策本部

### 【派遣の考え方】

震度5強以上の地震が発生した県内市町に速やかに派遣する。

※自家用車等を使用

### 【県地方部】

- 把握している被害情報等の提供
- 携行品の受け渡し

自動的に県内29市町へ“総括支援員”を派遣

課長級以上の職員1名

1市町1チーム想定  
(基本3人1組)

自動的に県内29市町へ“支援員”を派遣

課長補佐級以下の職員1名

自動的に県内29市町へ“情報連絡員”を派遣

課長補佐級以下の職員1名  
(+特に警戒を要する場合は増員)

# 県緊急派遣チームの派遣イメージ

風水害時

## 市町への派遣イメージ



派遣の可能性を  
県災害対策本部  
から事前連絡

派遣が決定したら、  
参集場所を連絡

市町に移動

### 派遣フェーズⅠ

【派遣判断基準】  
台風の進路予想や気象台からの情報を基に防災対策部が派遣市町を選定

**被害が発生した市町又は被害が見込まれる市町に**  
“**情報連絡員**” を派遣

情報連絡員 2名

### +派遣フェーズⅡ

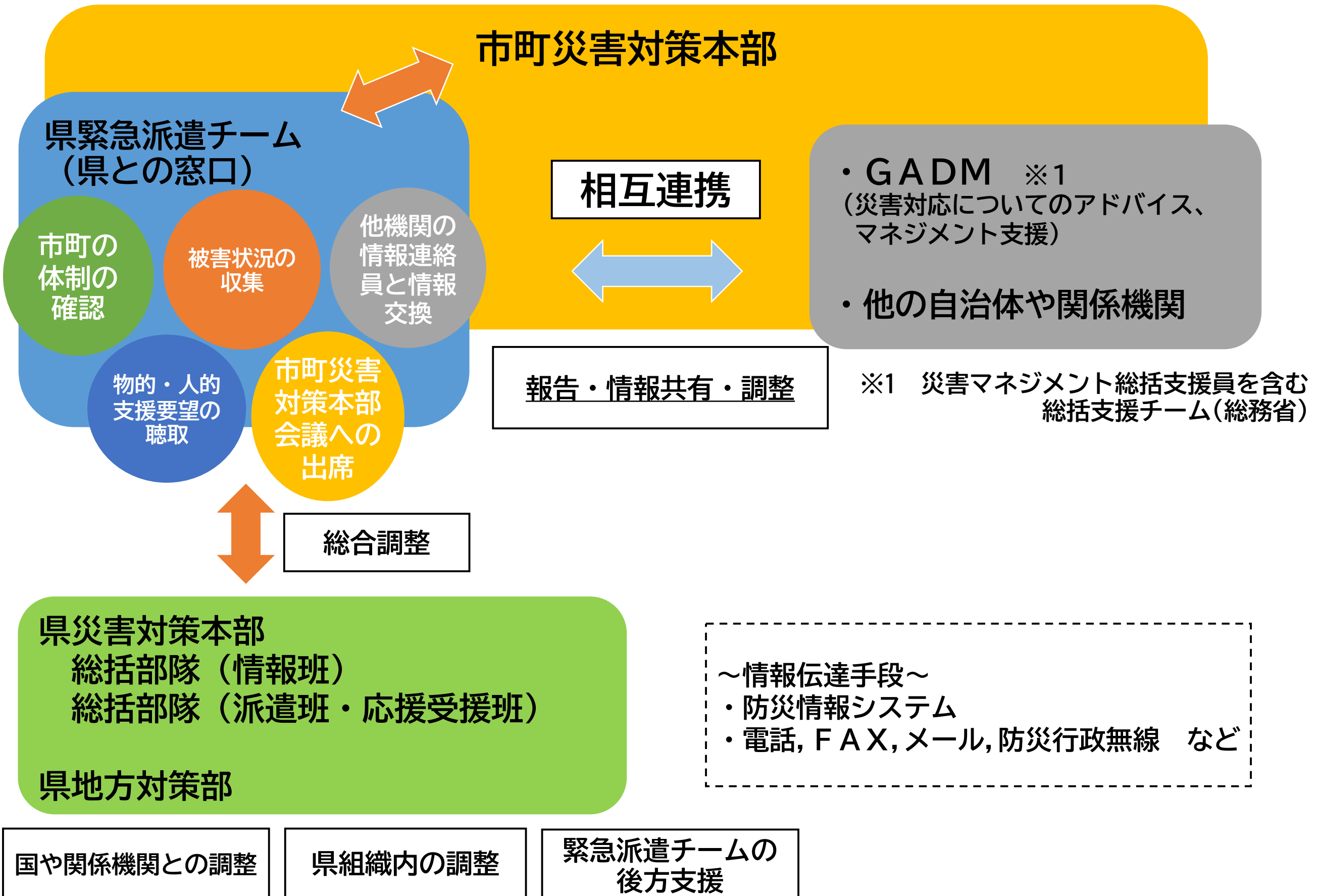
【派遣判断基準】  
「市町から派遣要請がある場合」、「派遣の必要があると県が判断した場合」

“**総括支援員**” “**支援員**” を追加派遣

(総括支援員) 課長級以上の職員 1名  
(支援員) 課長補佐級以下の職員 1名

県災害対策本部

# 県緊急派遣チームの役割イメージ



## 重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	高知県
-------	-----

## 1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	33	97.1%	29	85.3%	32	94.1%
定めていない	1	2.9%	5	14.7%	2	5.9%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

## 2. 各受援対象業務

## ①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%	32	94.1%
定めていない	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	2	5.9%

## ②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%	33	97.1%
定めていない	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%	1	2.9%

## ③支援助資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	32	94.1%	32	94.1%	32	94.1%	30	88.2%
定めていない	2	5.9%	2	5.9%	2	5.9%	4	11.8%

## ④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	34	100.0%	34	100.0%	33	97.1%	32	94.1%
定めていない	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	2	5.9%

## ⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%	34	100.0%
定めていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

## ⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	29	85.3%	29	85.3%	28	82.4%	29	85.3%
定めていない	5	14.7%	5	14.7%	6	17.6%	5	14.7%

## 3. 上記1及び2について定めていない主な理由

--

### ③ 発災後の職員再配置

#### ア 部局間の調整

各部局(主管課)は、想定以上に業務が集中し、部局内で職員が不足する場合又は不足することが予想される場合には、人事課に職員の応援要請を行う。

人事課は、各部局と調整し対応可能な職員を把握し、災害対策本部事務局と応急対策業務の実施状況などの情報を共有し、職員の再配置先の決定を行う。

配置先の決定にあたっては、必要人員・配置先・業務内容・期間等について具体的に調整を行うものとする。

また、応援を受ける部は、事前に応急対策業務のマニュアル等の作成を行うなど、適切な受入体制を整えるほか、早期の応援解除に努める。

#### イ 任命権者が異なる部局間の応援

任命権者が異なる知事部局、教育委員会、公営企業局との間で職員の応援を行う際には、上記の手順に準じて実施するものとし、それぞれの人事担当部署は、平常時から、南海トラフ地震による災害発生時の職員の応援に関して、その調整方法や手順を確認しておく。

#### ウ 市町村への応援

市町村への職員の派遣については、市町村振興課が市町村からの要請をとりまとめ、原則として人事課と調整を行いながら速やかに派遣を行う。市町村庁舎などが被災し、市町村機能が著しく低下していると判断される場合は、市町村からの要請を待つことなく、職員の派遣を行うものとする。

なお、発災初期は市町村機能が低下し、市町村の人的支援ニーズの把握が困難となることが想定されることから、必要に応じて各災害対策支部から市町村リエゾン等を派遣し管内市町村人的支援のニーズを把握のうえ、市町村支援要員を派遣する。市町村支援要員は各災害対策支部管内の職員を充てることを基本とするが、各支部管内で要員が不足する場合には、災害対策本部事務局及び人事課において、本庁各課の特命班の職員を中心に職員の派遣調整を行う。

#### エ 退職者等の活用

応急対策業務にあたる職員不足を補うため、人事課と連携して退職者等の活用を検討する。

### ④ 他県からの応援の受入れ

#### ア 他県からの応援の受入れに関する基本的な考え方

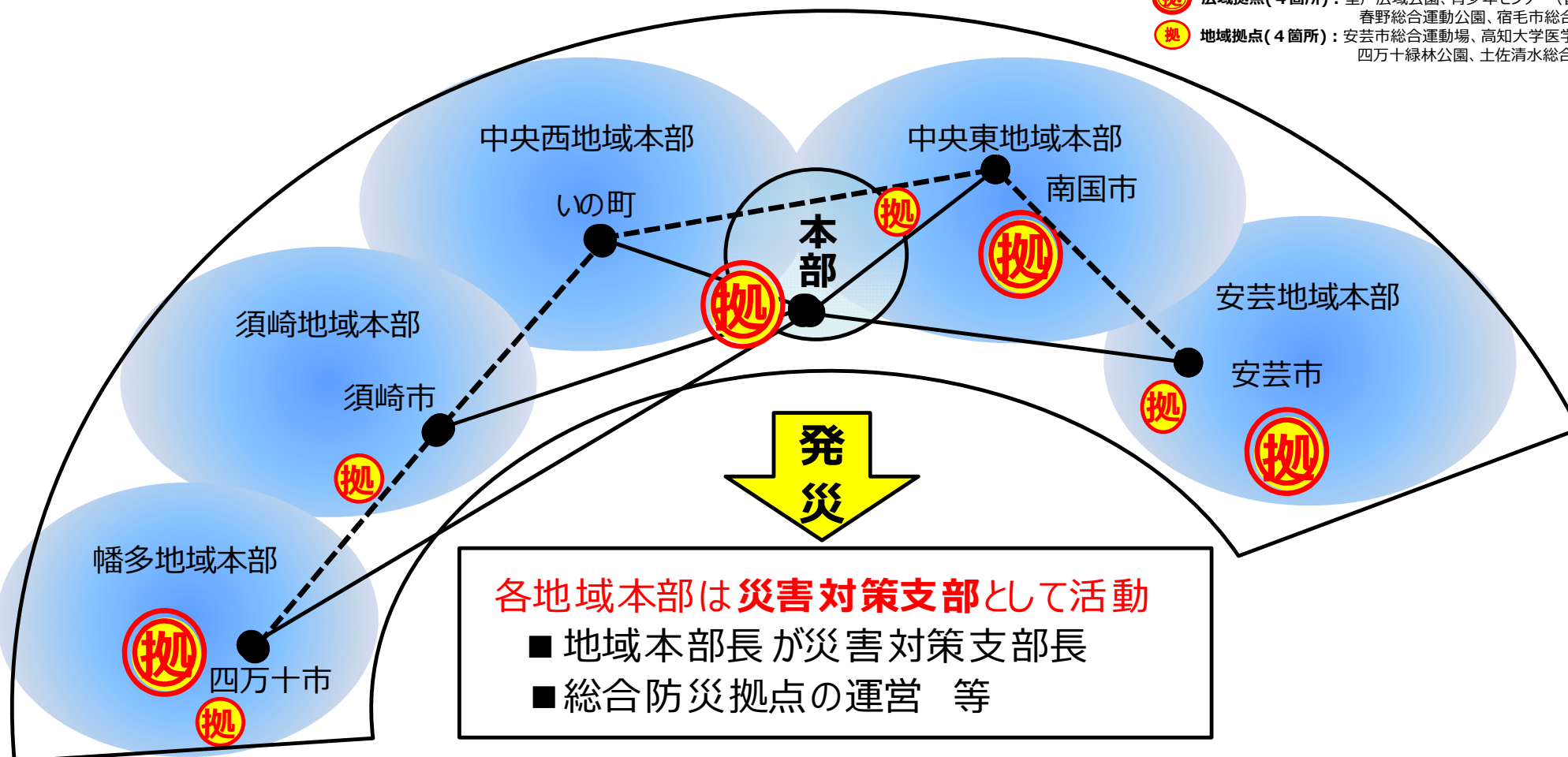
発災後速やかに国や他の地方公共団体、指定行政機関、指定公共機関、民間企業、NPOやボランティアなどの各種団体から、人的・物的資源などの支援・提供を受け、効率的に活用するため、あらかじめ受援に関する計画を策定しておくことが必要となる。



- 地域の防災力の向上を図るため、平成26年度に地域本部を県内5つのブロックに設置（令和5年度に「総合防災対策推進地域本部」に名称を変更）
- **発災時には「災害対策支部の運営」、**平常時は「市町村の災害対策の支援」や「災害対策支部の運営体制の強化」等を図っている。

高知県災害対策支部（総合防災対策推進地域本部）と総合防災拠点の体制

- 広域拠点(4箇所)：室戸広域公園、青少年センター（香南市）  
春野総合運動公園、宿毛市総合運動公園
- 地域拠点(4箇所)：安芸市総合運動場、高知大学医学部  
四万十緑林公園、土佐清水総合公園



各地域本部は災害対策支部として活動

- 地域本部長が災害対策支部長
- 総合防災拠点の運営 等

# 幡多災害対策支部

## 市町村支援班 運営マニュアル

市  
町  
村  
支  
援  
班

### 【目次】

1. 市町村支援班の役割	1
2. 市町村支援班の体制	2～3
3. 市町村支援班の業務の流れ	4～5
4. 市町村支援班の応急業務	6～10
アクションカード	
【班長A】市町村連絡員の配備体制の確保	11～12
【班長B】市町村リエゾンの派遣体制の確保	13
【班長C】市町村支援要員の派遣体制の確保	14
【連絡員A】配備先市町村への参集・配備完了等の報告	15
【連絡員B】市町村災害対策本部の運営状況等の報告	16
【連絡員C】市町村の被害等に関する情報の収集及び報告	17
【連絡員D】県災害対策本部からの依頼・要請事項の伝達	18
【連絡員E】市町村からの支援要請の把握及び報告	19
【連絡員F】高知県総合防災情報システムへの入力	20
【リエゾンA】市町村災対本部の支援ニーズの把握・調整	21
市町村支援班で使用する様式集（様式・記載例）	
【市町村連絡員 配備完了報告書（様式：支1）】	22～23
【市町村災害対策本部の状況（様式：支2）】	24～25
【市町村の被害状況（様式：支3）】	26～27
【避難所の開設状況（様式：支4）】	28～29
【支援要請等の状況（様式：支5）】	30～31
【市町村災害対策本部会議 メモ（様式：支6）】	32～33
【孤立集落の状況（様式：支7）】	34～35
【受信・発信記録票（様式：支8）】	36～37
【市町村連絡員（リエゾン）活動日報（様式：支9）】	38～39
データ集	40～43
参考資料	44～53

令和5年4月

南海トラフ地震対策推進幡多地域本部

## 1. 市町村支援班の役割

市町村支援班では、市町村で行う災害対応業務の円滑な実施を支援するため、発災後直ちに「市町村連絡員」を各市町村に配備させるとともに、市町村の被害状況や対応状況等やフェーズに応じて、「市町村リエゾン」、「市町村支援要員」の派遣を行う。

なお、「市町村支援班長」は災害対策支部事務室にて市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の配備・派遣体制の確保・派遣調整など、班の業務を統括する。

それぞれの担当業務は以下のとおりである。

### 1 市町村支援班長

- ① 市町村連絡員の配備体制の確保
  - ・市町村連絡員の配備状況の確認、把握
  - ・市町村連絡員の職務環境の確保
  - ・市町村連絡員の勤務ローテーションの決定
- ② 市町村リエゾンの派遣体制の確保
  - ・市町村リエゾンの派遣の検討
  - ・市町村リエゾンの職務環境の確保
  - ・市町村リエゾンの勤務ローテーションの決定
- ③ 市町村支援要員の派遣体制の確保
  - ・市町村支援要員の派遣の検討
  - ・市町村支援要員の職務環境の確保

### 2 市町村連絡員

- ① 市町村で入手した情報等の県災害対策本部への報告（支部へも共有）
  - ・各市町村での人的・物的被害等の状況
  - ・市町村災害対策本部の態勢・対応状況（災害対策本部会議の情報）
  - ・市町村災害対策本部からの支援ニーズ
- ② 県災害対策本部からの依頼事項等の市町村災害対策本部への伝達
- ③ 高知県総合防災情報システムへの入力支援（代理入力）

### 3 市町村リエゾン

- ① 市町村災害対策本部へ参画し、必要に応じ助言等を実施
- ② 市町村の支援ニーズの把握と調整
- ③ 市町村支援のための県庁各課や関係機関等との連絡調整

### 4 市町村支援要員（市町村の指揮下で市町村業務を実施）

- ①市町村災害対策本部（事務局）運営要員
- ②避難所運営支援要員
- ③物資集積仕分け搬送要員 など

## 2. 市町村支援班の体制

### ①構成

市町村支援班長（地域産業振興監）、市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員にて構成する。

市町村支援班長は災害対策支部事務室で、市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の派遣の調整や配備体制の確保など班の業務を統括する。

市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の選任については、即応性の観点より、まずは支部管内出先事務所等の職員から選任することを基本とするが、継続的な支援のため、必要に応じて県災害対策本部から人的支援の調整を行うこととする。

市町村連絡員、市町村リエゾン、市町村支援要員の選任や派遣手順、装備品等については下記のとおりとする。

#### ■市町村連絡員

項目	内容
選任	初動要員として毎年度当初に支部管内の出先事務所等から支部長が選任（各市町村2名）。交替要員等については発災後の状況に応じて派遣体制を検討。
派遣手順	発災後、直ちに各市町村連絡員はあらかじめ定められた市町村の災害対策本部が設置される庁舎に参集。
装備品等	平時より使用している企画員保有のPC等を使用するものとする。 県災害対策本部・支部との通信については、市町村の許可を得た上で、市町村所有の通信機器を使用。 食料等は極力各自持参とするが、持参が出来なかった場合やその後の供給等については支部に要請し支部にて対応を検討。

#### ■市町村リエゾン

項目	内容
選任	支部管内の出先事務所等の補佐・次長級職員から支部長が選任。 支部管内での選任が困難な場合は県災害対策本部へ人員確保の調整を依頼。
派遣手順	被害甚大な市町村で、より積極的な支援の必要があると県が判断した場合や市町村から支援の要請があった場合に、市町村リエゾンとして派遣。（派遣する市町村の決定は県災害対策本部と協議の上決定）
装備品等	市町村連絡員の装備品を使用するが、状況に応じて必要となった資機材等については支部へ要請し支部で対応を検討。 食料等については派遣時に支部で準備したものを持参し、供給等が必要な場合は支部に要請し支部で対応を検討。

## ■市町村支援要員

項目	内容
選任	支部管内の出先事務所等の職員(支部要員含む)から支部長が選任。 支部管内での選任が困難な場合は県災害対策本部へ人員確保の調整を依頼。
派遣手順	市町村からの支援の要請等に基づき、支部長が選任した職員を支援要員として派遣。(派遣する市町村の決定は県災害対策本部と協議の上決定)
装備品等	市町村の指揮下で業務を行うこととなることから、業務を行う上で必要となる装備については市町村の貸与となるが、必要に応じて支部で確保。 食料等については派遣時に支部で準備したものを持参するものとし、供給等が必要な場合は支部に要請、支部で対応を検討。

## ②市町村支援班長の職及び職務代理

市町村支援班長は以下の優先順位1の職員とする。

優先順位1の者が事故等で不在の場合には、優先順位2以下のその場にいる最優先順位の職員とする。

なお、以下の表に記載された者が不在の場合は、災害対策支部事務室に参集している支部要員の中から幡多災害対策支部長が指名する。

優先順位	災害対策支部における役職名	所属・職名
1	市町村支援班長	産業振興推進幡多地域本部 地域産業振興監
2	総括班員	地域支援企画員(総括)

## 重点受援県内市町村における受援体制の整備状況について

都道府県名	大分県
-------	-----

## 1. 庁内全体の受援調整

(単位:市町村数)

区分	(1)庁内全体の受援を調整する担当組織(担当者)		(2)左記1(1)の担当者の2名以上選定		(3)左記1(1)の担当組織(担当者)の役割	
	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	16	88.9%	12	66.7%	15	83.3%
定めていない	2	11.1%	6	33.3%	3	16.7%

※各項目は、内閣府(防災)が策定する「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き(令和3年6月)」を参考に受援体制の整備状況を調査したものである(以下同じ)。

## 2. 各受援対象業務

## ①災害マネジメント

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	66.7%	11	61.1%	11	61.1%	9	50.0%
定めていない	6	33.3%	7	38.9%	7	38.9%	9	50.0%

## ②避難所運営

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	66.7%	13	72.2%	13	72.2%	10	55.6%
定めていない	6	33.3%	5	27.8%	5	27.8%	8	44.4%

## ③支援物資

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	66.7%	11	61.1%	11	61.1%	8	44.4%
定めていない	6	33.3%	7	38.9%	7	38.9%	10	55.6%

## ④災害廃棄物の処理

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	11	61.1%	12	66.7%	12	66.7%	10	55.6%
定めていない	7	38.9%	6	33.3%	6	33.3%	8	44.4%

## ⑤住家の被害認定調査・罹災証明書の交付

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	12	66.7%	13	72.2%	13	72.2%	10	55.6%
定めていない	6	33.3%	5	27.8%	5	27.8%	8	44.4%

## ⑥被災者支援・相談

(単位:市町村数)

区分	(1)受援担当者の選定		(2)応援職員を受け入れて実施する業務の整理		(3)執務スペースの確保		(4)業務に必要な資機材の準備	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
定めている	10	55.6%	11	61.1%	11	61.1%	8	44.4%
定めていない	8	44.4%	7	38.9%	7	38.9%	10	55.6%



# 【大分県】情報連絡員及び災害時緊急支援隊制度

	情報連絡員		災害時緊急支援隊 (防災局長が総務部長と調整し選任)
	地区情報連絡員要員 (地域防災監が防災局長と調整し選任)	本庁情報連絡員要員 (災害時緊急支援隊の中から防災局長が選任)	
想定する災害	<b>県として応急対応や市町村の応援の準備のための情報が必要な場合</b> 想定：九州北部豪雨のような集中豪雨の発生・大型台風の接近が見込まれる場合等		<b>甚大な災害が発生し市町村の機能が著しく低下していることが想定される場合又は市町村支援のために県による調整が必要な場合</b> 想定：南海トラフ大地震や大規模水害等で市町村機能がダメージを受けた場合等
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村災害対策本部会議等への出席</li> <li>派遣先の市町村の被害情報等の報告</li> <li>地区災害対策本部の指示及び県災害対策本部が依頼する情報の収集、取りまとめ及び報告</li> <li>県が把握する情報の市町村への積極的な提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村災害対策本部会議等への出席</li> <li>派遣先の市町村の被害情報等の報告</li> <li>地区災害対策本部の指示及び県災害対策本部が依頼する情報の収集、取りまとめ及び報告並びに市町村と県災対本部の調整窓口</li> <li>県が把握する情報の市町村への積極的な提供</li> </ul>	派遣先市町村の被害情報等の把握、報告に加え、 <ul style="list-style-type: none"> <li>県災害対策本部の現地連絡窓口</li> <li>市町村の災害対応業務の支援等</li> </ul> <b>※専門業務（建築物応急危険度判定、住宅被害認定、災害廃棄物処理等）は別に班を編成して支援</b>
編成	<ul style="list-style-type: none"> <li>要員は、地域防災監が防災局長と調整し選任</li> <li>振興局単位に、管内地方機関の職員で編成</li> <li>2人1組での班編成とし、振興局の実情に応じて必要な班数を編成</li> <li>防災業務経験等のある職員を充てる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時緊急支援隊（班長、副班長）の中から防災局長が選任し編成し派遣する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援隊の隊長・副隊長を防災局長が総務部長と調整・選任し下記支援隊要員とともに派遣する。</li> <li>支援隊要員は、防災局長が総務部長と調整し予め選任（災害対策本部の一次要員でないものから、勤務経験や居住地等を考慮し選任）</li> <li>支援隊の各班の要員は5人1組とし本庁勤務職員で編成</li> <li>被災市町村へ1ヶ月の派遣が可能となるよう編成 160人＝5人×8隊（3市＋5振興局）×4週</li> </ul>
派遣基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>集中豪雨等による土砂災害や河川の氾濫等により、住家や人的被害が発生した場合、又は発生するおそれが高い場合</li> <li>市町村において、避難情報が発令された場合等</li> <li>大規模地震発生時等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の状況等で、応急対応またはその準備のため本庁において直接市町村の情報をとる必要があると防災局長が認めた場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内で震度5強以上の揺れを観測し、大規模な被害が発生した場合等</li> <li><b>※大津波警報発表中は原則移動しない。</b></li> <li>左記の状況下においても被害が甚大な場合、市町村の被災状況に応じて派遣</li> </ul>
指揮・命令系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣決定・指揮命令は、地区災害対策本部長等</li> <li>派遣の手続き、準備、職員の所属及び災害対策本部等との調整は、地区災害対策本部庶務班</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣決定は、所属長</li> <li>指揮命令は、地区災害対策本部長</li> <li>派遣の手続き、準備、職員の所属との調整は、防災局と地区災害対策本部庶務班</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣決定は、災害対策本部長（知事）</li> <li>指揮命令は、防災局長</li> <li>派遣の手続き、準備、職員の所属との調整は、総務班長</li> </ul>
派遣時間・期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>日中、夜間の2交代（8時30分、17時15分）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1班あたりの派遣期間は最長で1週間</li> <li>班員は支援期間中、ローテーションを組み業務を遂行</li> <li>派遣人数、期間は被害の状況に応じて柔軟に対応</li> </ul>
装備・派遣環境	(主な装備) <ul style="list-style-type: none"> <li>多機能携帯電話、ピブス、食料（地区要員用備蓄）</li> </ul> (移動手段) <ul style="list-style-type: none"> <li>公用車（地方機関）</li> </ul>	(主な装備) <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機（防災行政無線）、ピブス、食料（本庁要員用備蓄）</li> </ul> (移動手段) <ul style="list-style-type: none"> <li>公用車（県庁集中管理車）</li> </ul>	(主な装備) <ul style="list-style-type: none"> <li>携帯型無線機（防災行政無線）、ノートPC2台、食料（3食/日）、防災服・防寒着、寝袋</li> </ul> (移動手段) <ul style="list-style-type: none"> <li>公用車（県庁集中管理車）又は借上車</li> </ul>